

令和4年8月1日

施設利用者の皆様へ

徳島県立牟岐少年自然の家  
所長 染川 浩児

### キャンセルの際の利用料金の取扱いについて（お願い）

平素より徳島県立牟岐少年自然の家をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当施設は、「徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例」や「利用の手びき」に基づき、さらに「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」による感染防止対策の徹底を図ったうえで、安心安全な施設運営に努めているところです。

利用者の皆様には、天候や自然災害、感染症等の状況を踏まえ、やむを得ず利用を中止せざるを得ない場合もあることから、次の内容を再度ご確認のうえ、施設運営へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 1 食事料金について

ご利用をキャンセルされる場合は、休館日を除いて、入所3日前までに必ずご連絡ください。連絡いただけない場合は、食材調達の都合上、以下のキャンセル料金が発生します。

（R4キャンセル料：朝食 250円 昼食 340円 夕食 420円 弁当 340円）

（利用の取消し、日程、人員、活動内容の変更がある場合も同じ。）

#### 【キャンセル料が発生するときの例】

- ・上記の期日を過ぎて、団体の都合でキャンセルされる場合
- ・上記の期日を過ぎて、インフルエンザやコロナ等の感染症の影響によりキャンセルされる場合

#### 【キャンセル料が発生しないときの例】

- ・地震等の自然災害により予期せず交通が遮断されるなど、やむを得ない事情により利用できなくなった場合

#### 2 既納の利用料金について

条例第14条の規定に基づき、原則として還付しません。

（「利用の手びき」にも記載しています。）

（利用料金：教育課程により宿泊室を利用した場合1人1日110円）